

2025年4月1日

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

東京都港区麻布台一丁目3番1号

ラクスル株式会社

代表取締役 永見 世央

東京都港区麻布台一丁目3番1号

株式会社 Elastic Infra

代表取締役 渡邊 恭平

ラクスル株式会社(以下「分割会社」といいます)は、2024年12月12日付で作成した新設分割計画書に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、株式会社 Elastic Infra(以下「新設会社」といいます)を新たに設立し、分割会社のElastic Infra事業に関する権利義務を承継させる新設分割(以下「本件分割」といいます)を行いました。

本件分割に関し、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 本件分割が効力を生じた日

2025年4月1日

2. 分割会社における法定手続きの経過

(1) 新設分割の差止請求

本件分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第805条の2但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施しておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続

該当する事項はありません。

(4) 債権者保護手続き

会社法第810条第2項及び第3項に基づき、2024年12月27日付の官報において公告するとともに、同日から電子公告の方法により公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、2025年4月1日をもって、新設分割計画書に記載された、分割会社のElastic Infra事業に付随する資産、債務、その他の権利義務等を承継いたしました。

4. その他本件分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上